

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



51歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

IT活用を支援する制度

注目したいIT導入補助金

こんにちは、高橋学です。早いもので11月、今月は「IT(情報技術)活用」の支援制度についてご紹介します。

「ITを使って業務の効率化や売上拡大を図りたい」。昨今のIT技術の進歩を見て、このような考えをお持ちの社長は多いことでしょう。しかし、実行できているかと言えば話は別。「やはりコストを負担できない」「導入できる人材が社内にはいない」などと話す社長も多いものです。

こうした課題を解決するヒントとして覚えておきたいのが、公的機関などによるIT活用の支援制度。中小企業が活用できる制度は豊富にあります。

よく知られているのが、図表1に示したIT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)。IT導入補助金は、ITツール(ソフトウェア・サービス等)を導入する際の経費の一部を補助する支援制度のこと。審査を経て採択されれば、補助を受けられます(ただし、既に2019年度の

公募は終了しています)。

税制優遇措置や専門家派遣も

図表2には、IT導入補助金以外の主な支援制度をまとめました。このうち、IT導入のコスト軽減に役立つのが、中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制による優遇措置。一定の器具・備品(パソコン、デジタル複合機等)やソフトウェア等を導入した場合、特別償却や税額控除などの適用を受けることができます。

「IT導入を任せられる人材がいない」という企業なら、専門家の派遣支援を検討してみてもいいでしょう。一定回数までなら無料で派遣を行ってくれるサービスもあります。

こうした制度を上手に活用するには情報収集も欠かせません。中小企業庁のHPや中小企業を応援するサイトとして知られる「ミラサポ」などを定期的にチェックしてみてもいいでしょう。



図表1 IT導入補助金の概要(2019年度の例)

補助対象経費	補助金の上限額・下限額	補助率
ソフトウェア費、導入関連費等	A 類型:40万円~150万円未満 B 類型:150万円~450万円	1/2以下

図表2 その他の主なIT支援措置の概要

税制優遇措置	中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制で対象となっている器具・備品(パソコン等)やソフトウェア等を導入した時、特別償却や税額控除等の適用を受けられる。
戦略的CIO育成支援事業	高度なITスキルを有する専門家を派遣し、IT導入のアドバイスを行う他、社員のスキル習得支援も行う(有料)。問合せ先/中小企業基盤整備機構 経営支援部 経営支援課
ミラサポ専門家派遣	経営課題に応じた専門家を派遣するサービス。ITでは、経営戦略の策定からIT導入までの取り組みを支援する(年3回まで無料)。問合せ先/中小企業庁 経営支援課

(出所)中小企業庁の資料をもとに当社作成

中小企業庁のHP



ミラサポのHP

